

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	AIを活用した公共事業の最適化に関する研究業務
発 注 課	札幌市 まちづくり政策局 政策企画部 企画課
選 定 事 業 者	公立大学法人 札幌市立大学
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>札幌市では令和元年度から、人工知能（AI）の技術を用いて、公共事業の分野における作業効率の向上等に資する仕組みの調査・研究を行う「AIを活用した公共事業の最適化に関する研究」を実施しており、3ヵ年をかけて研究を進める予定。</p> <p>本研究はAIに関する高度な知見を要することから、令和元年度においては、日本におけるAI研究の第一人者であり、同分野において経済産業大臣賞を受賞している中島秀之氏が理事長を務める公立大学法人札幌市立大学（以下、「札幌市立大学」という。）と特定随意契約にて実施したところ。</p> <p>令和2年度における研究は、令和元年度の研究に係る継続研究として、札幌市の除排雪、ごみ収集ともに、基礎的な分析を更に深めるため、気象に関するデータや実際のごみ収集に係る詳細データなどの新たなデータを加えた分析を行うとともに、試作プログラムによるシミュレーションを行い、AI技術により最適化した作業と実際の作業の比較を行うもの。</p> <p>札幌市立大学は、上記のとおりAIに関する高度な知見を要することはもとより、札幌市の除排雪について、過去7ヵ年分の膨大な日報データの分析を行うとともに、ごみ収集についても、委託事業者における平成30年度の搬送実績データの分析やごみ収集の見える化を行いAI技術による分析を進めるなど、札幌市の除排雪、ごみ収集の現状等について熟知しており、本業務の遂行に不可欠な知見、分析経過の蓄積を併せ持つとともに、調査・研究の継続性の確保により、本業務を確実かつ円滑に遂行できる。</p> <p>以上のことを総合的に勘案し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、本業務は特定随意契約により実施することとし、専門的な知識・知見を活用して本業務を遂行できる機関として札幌市立大学を委託先に選定する。</p>	
根 拠 法 令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
決 定 日	令和2年3月26日